

議事日程第4号

令和5年9月29日（金曜日） 午前9時50分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 2件

議案第71号 工事請負契約の締結について

議案第72号 和解について

日程第3 議案の審議及び採決 20件

議案第51号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第52号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第53号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第54号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第56号 御嵩町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第59号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 御嵩町上水道事業給水条例及び御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 御嵩町と美濃加茂市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

議案第63号 御嵩町と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

議案第64号 御嵩町と坂祝町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

議案第65号 御嵩町と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

議案第66号 御嵩町と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

議案第67号 御嵩町と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

議案第68号 御嵩町と八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

議案第69号 御嵩町と白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

議案第70号 御嵩町と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について

議案第71号 工事請負契約の締結について

議案第72号 和解について

日程第4 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 8件

総務建設産業常任委員会付託事件 5件

認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和4年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第6号 令和4年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第55号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 御嵩町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について

民生文教常任委員会付託事件 3件

認定第2号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件の調査 2件

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 鈴 木 篤 志	2番 広 川 大 介
3番 山 田 徹	5番 可 児 さとみ	6番 鈴 木 秀 和
7番 清 水 亮 太	8番 奥 村 悟	9番 伏 屋 光 幸
10番 高 山 由 行	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 辺 幸 伸	教 育 長 奥 村 恒 也
総 務 部 長 各 務 元 規	民 生 部 長 中 村 治 彦
建 設 部 長 早 川 均	企 画 調 整 担 当 参 事 田 中 克 典
教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 筒 井 幹 次	総 務 防 災 課 長 古 川 孝
企 画 課 長 山 田 敏 寛	環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ くり 課 長 金 子 文 仁
亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長 木 村 公 彦	税 務 課 長 丸 山 浩 史
住 民 環 境 課 長 高 木 雅 春	保 険 長 寿 課 長 大 久 保 嘉 博
福 祉 課 長 日 比 野 浩 士	農 林 課 長 渡 辺 一 直
上 下 水 道 課 長 可 児 英 治	建 設 課 長 石 原 昭 治
会 計 管 理 者 塚 本 政 文	生 涯 学 習 課 長 日 比 野 克 彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土 谷 浩 輝	議 会 事 務 局 書 記 井 戸 芳 枝
----------------	-----------------------

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 高山由行君、11番 岡本隆子さんの 2 名を指名します。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子君）

日程第 2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として提出されました議案第71号、議案第72号の 2 件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

議案第71号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 木村公彦君。

亜炭鉱廃坑対策室長（木村公彦君）

それでは、議案第71号 工事請負契約の締結について説明させていただきます。

追加議案のつづりの 1 ページをお願いいたします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第 1 項第 5 号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的ですけれども、令和 5 年度南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業第 4－1 期防災工事。
2. 契約の方法ですけれども、条件付一般競争入札。

3. 契約金額は4億7,960万円。

4. 契約の相手方ですけれども、徳倉・御嵩重機特定建設工事共同企業体、代表構成員は徳倉建設株式会社岐阜営業所、構成員は株式会社御嵩重機建設です。

続きまして、追加議案の資料つづりの1ページをお願いいたします。

この1ページから2ページにかけて、工事請負仮契約書の写しを添付してございます。

工期は、令和6年9月30日までとしてございます。

次に、3ページをお願いいたします。

3ページには、入札執行結果公表一覧表を載せてございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第1期防災工事の工事対象区域を示した図面を掲載させていただいております。

御嵩町伏見・比衣地内で共和中学校の北側の民有地等を施工する予定としてございます。

右上の枠内を御覧ください。

工事対象区域の面積は2万1,220平方メートル。

その他工事概要は、枠内の各工種の数量等を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で、議案第71号 工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。

議長（大沢まり子君）

議案第72号 和解について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

議案第72号 和解について御説明いたしますので、追加議案書つづり2ページ、3ページをお願いいたします。

岐阜地方裁判所令和4年（ワ）第223号損害賠償請求事件について和解をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものです。

和解の概要ですが、5項目の和解条項の内容で相手方と和解するものです。

1つ目は、原告が著作した本の寄贈から閲覧等の開始まで1年に及ぶ事態になったことに鑑み、御嵩町は、中山道みたけ館の運営について、今後は、表現・出版・図書閲覧等の自由が確保されることを目指し、図書寄贈等の受入れの基準と手続を明確化・透明化し、それを教育委員会に報告するとともに、中山道みたけ館に掲げられている「図書館の自由に関する宣言」の遵守に努めるというものです。

2つ目は、町広報紙「ほっとみたけ」2022年6月号31ページに掲載した「町長月記134」の記事中、原告について言及した箇所の中で原告の名誉を毀損した表記があったことについて、

改めておわびをするというものです。

3つ目は、原告がこの訴訟で求めた請求を放棄するものです。

4つ目は、相互に和解条項以外には債権債務がないことを確認することとしています。

5つ目は、訴訟費用は各自の負担とするとしております。

和解の相手方は、議案に記載のとおりです。

3ページをお願いいたします。

和解の理由については、令和5年6月15日の公判において裁判所から和解の提案がなされたこと及びこの和解により原告との紛争が早期に解決することを勘案し、和解をしようとするものです。

なお、資料つづり5ページには和解条項を添付しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第72号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時といたします。

午前9時57分 休憩

午前10時00分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

議案第51号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 山田徹君。

3番（山田 徹君）

質問のほうか2点ございます。

補正予算書の16ページ中段のところがございます基金費ですが、公共施設等の積立金です。

5,500万円を今回積み立てるということなんです、これは昨年度の福井議員や安藤雅子議員

の一般質問の中でもありまして、今後基金を積み立てていくという方針だと思われるんですけども、この基金の目的が公共施設等の整備、更新、改修、維持、修繕及び除去等に要する経費の財源に充てるというふうにならざるを得ないわけなんですけれども、今まで私の経験からいいますと、いろんな剰余金ですが、庁舎の積立金にほとんど積み立ててきたというような経緯があると思うんですけども、今後こういった剰余金につきましては、この公共施設の積立金に積んでいくという方針であるのでしょうか。

それとなおかつ、いろんなところで今、雨漏りだとかそういったことが、特に公共施設は陸屋根が多いですので続いていると思うんです。そういったところのメンテナンス、日頃の手当てをしておけば、そういったことは生じないというようなことも考えられるんですけども、そういったところでは使われないのでしょうか。

また、過去には、統合とか、施設のそういったことも文言としてあったわけなんですけれども、例えば消防車庫等かなり古くなってきておりまして、もう数年の寿命だと思うんですけども、そういったところの長寿命化についてはどのような考えでおられるのかというところをちょっと聞きたいと思います。

それと、補正予算書の20ページのところにございます農林課の農業総務費の指定管理の委員の報酬、これが3万円という計上が今回あるんですけども、この積算根拠を教えてくださいたいと思います。たしか人数からいくと3人ということなんですけども、その3人の方について、例えば人選ですけども、学識有識者のそういった人選という方針は何か具体的に持っておられるのでしょうか。それと、どういった積算でやっておられるのかということもちょっとお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、山田議員の1点目の基金のことに関する質問についてお答えいたします。

まずこの基金ですけども、この補正予算書に出ておりますが、財政調整基金につきましては、地方財政法第7条に基づきまして、実質収支、決算剰余金の2分の1を積み立てるということになっております。それ以外、今回補正予算等に使っておりますけれども、その他の剰余分について、今回公共施設のほうに積立しております。今後も積極的な積立をしていく方向で考えておりますので、よろしく願いいたします。

あと、施設のどこに使うかというような話ですけども、例えば今伏見公民館とか、詰所とか出てきておりますけれども、御嵩町の総合基本計画の中には、例えば公民館ですけども、他施設との複合化を積極的に図る、同一敷地内のというような話は出てきております。例えば

消防団の詰所の建て替えについての方針につきましては、建て替え時には地区に位置する他施設との複合化を中心に統廃合等を検討するというような内容になっております。例えば伏見地区で建て直す場合ですけれども、公民館、あの敷地内に公民館と消防団の詰所を一緒に併設するならどういう形になるのかですとか、公民館の規模が例えば今の規模でいいのか、縮小できるのかできないのかというような、位置はどうするのかというような、いろいろ多方面にわたって実際に利用する方々の意見や消防団の意見等も聞きながら、意見統一しながら進めていく必要があるかと思っておりますので、早急に直ちにすぐやれるということはちょっと考えておりませんけれども、将来的な建て替え等に備えまして、今後積立てのほうをしていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

ただ、緊急性があるもの、利用者さんの安全が守られないものというような修繕等につきましては、当然その都度やっていく必要があるかと思っておりますので、予算のほうで対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

農林課長 渡辺一直君。

農林課長（渡辺一直君）

それでは、2つ目の質問にお答えさせていただきます。

まず3万円の積算根拠ですが、こちらにつきましては、御嵩町各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の中の各種委員の識見者の報酬の日額が1万円となっております。その額を参考にさせていただきまして、1万円掛ける3名ということで、3万円の補正予算のほうを計上させていただいております。

あと、次に3人の人選の方針ということになりますけれども、議案第55号の御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の資料つづりにある概要中の委員の構成にもありますとおり、学識経験を有する者、または公の施設の適正な管理に関し専門的知識を有する者、その他町長が必要と認める者となっております。具体的には、大学教授等の学識者、公認会計士、税理士等の企業会計の識者、農業系有識者、地域づくり関係等の識見者の方々の中から構成できればということで考えております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

3番 山田徹君。

3番（山田 徹君）

ありがとうございます。

公共施設のことにつきましては、おっしゃるとおり、今後検討していくという意向は分かる

んですけれども、やはり施設のほうが老朽化してきますと、先ほど申しました雨漏りだとかそういういったもの、本当に日頃のメンテナンスがかなり大切だと思うんです。そういったところも事業課のほうから予算要求があった場合は、財政担当課としてはやはりそこは親身になって、措置をしていていただきたいと思いますので、基金は基金として積み立てていくということと別で、そういった修繕についても今後見ていていただきたいと思うんです。

それと、指定管理者のほうにつきましては、恐らく来年の3月の議会で指定管理の議案が出てくると思うんですけれども、そのときには、公平性、透明性を保った選定になられると思うんですが、実際に、先ほど言われました1万円で3人、1日ということですね。施設の現場も見に行って、今ある事業者の評価もして、なおかつそれが適正かとなると、もうほとんどスケジュール的に大変だと思うんですけれども、そういったところは詰めた上での報告があるということを期待しておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

補正予算書の7ページ、ここに債務負担行為の補正ということでファンクラブサイト構築委託料、2年間で400万円と計上されております。これは、先般行われました町長選挙の中の町長の一つの公約として、こういうものを立ち上げたいということが基になっておるかと思いますが、これはあくまでもサイトの構築委託料ということだけで、構築するだけの金額を意味するのか、今後これを長期的に制度化していこうと思うなら、維持費、それから運営コスト等がかかってくると思うんですが、例えばこれをどの程度予想されておられるのか。

それと、費用対効果として、このサイトがうまく構築された場合に、その費用対効果として、どの程度の規模まで行ったら、これは構築する意味があったというふうに評価されるか。

それからもう一つは、このサイトの運営主体を外部委託されるつもりなのか、それとも自前で職員が中心になってサイトの運営を図っていくのか、この辺のところの詳細が明らかにされておられませんので、その点説明を願いたいと思います。以上です。

議長（大沢まり子君）

まちづくり課長 金子文仁君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（金子文仁君）

それでは、谷口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

こちらのファンクラブサイト構築委託料といたしまして債務負担行為で補正を上げさせてい

ただいておりますけれども、こちらにつきましては、ファンクラブ設立に対してベースとなるシステムの構築をする予定でございます。

一応、今のところの機能といたしましては、デジタル会員証を含む会員登録の機能ですとか、会員情報の管理機能ですとか、分析、集計などの機能を構築する予定でございます。ただ、今後ファンクラブの内容が具体化するにつれまして、機能の追加や修正をすることも考えられるというところではございます。

それからあと、サイトの運営主体につきましては、外部委託をする予定でございます。以上です。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

外部委託ということで運営をされていくということではありますが、これは年間の維持管理費、運営コスト等を含めて大体年間どのくらいの費用がかかるということを想定されておるんですか。その辺のちょっと回答が出ていませんでしたが。

議長（大沢まり子君）

まちづくり課長 金子文仁君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（金子文仁君）

こちらの構築委託料でございますが、外部委託を考えてはおりますけれども、取りあえずベースとなる基礎部分を構築していただき、その後どのようにこちらのファンクラブが具体化されていくかというところが、まだいまだはっきりと決まっておりませんので、その辺を走りながら決めていくというような状況になろうかと思いますが、決まっていくにつれて、先ほど申しました機能の追加ですとか、どういうふう委託を、管理ですとか、そういうことをお願いしていくかとかというところもまた決まってくるかと思しますので、またその辺で維持管理とかというところも変わってくると思いますが、今のところは、維持管理はまだ詳細には決めていない状況でございます。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

2点お願いします。

1点目が16ページ、過誤納金還付金というのがありますね。名前が非常に聞こえが悪い、過誤の還付金という言葉で、これは具体的に何ですかという点が1点です。

それからもう一点が、今谷口議員の質問もありましたファンクラブについて、私も3点ほど質問したいんですけど、これは町長の選挙中からの公約ということは承知しておりまして、ファンクラブのまず対象が町外を対象にしているという話を聞きましたが、正直いって町内も大切じゃないかということで、町内についてどうのお考えをされるのかということですね。

それから、基本的な構築だけで内容はこれからだということなんですが、そうはいつでも構想がなければ構築なんかできる話じゃないので、少なくともこんな構想ですよというのはもう既にお考えがありますかと。飛騨市を参考にしてという話も以前聞きました。飛騨市のほうを見ますと、やっぱり宿泊の特典とか、どうしても少しお得ですよというところの部分がかなりの部分を占めているんだなという内容になっています。御嵩町としては、逆に何を売っていくのですかというお考えがあれば御説明をお願いしたいと。以上です。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、ただいまの鈴木議員の1点目の質問についてお答えいたします。

この過誤納金還付金ということですが、こちらですが、過年度分の国や県の補助金、これらの精算による返還分、また税金の還付等の予算となっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

まちづくり課長 金子文仁君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（金子文仁君）

それでは、鈴木議員の2点目の質問にお答えをさせていただきます。

まずファンクラブの主体が町外かどうかというようなところだったと思いますけれども、町外の人にまずファンクラブに加入していただきまして、観光に訪れていただいたり、遠方にながらウェブでつながることによりまして、御嵩町の魅力向上のアイデアの提供ですとか、貢献いただけるような交流をしていただくことを町外の方には想定しております。ただし、町内の方につきましてもファンクラブのほうに加入していただきまして、町民同士ちょっとした助け合いを行ったりですとか、来訪者へのサポートができるような仕組みも想定しているというところで、具体的などは走りながら考えていくような状況ではございますけれども、ファンクラブによって町内外の人の様々な交流を通じて、まちづくりへ積極的に関わっていただける道筋ができることを期待しているというところではございます。

それから、飛騨市を参考にというところではございますけれども、飛騨市につきましては、最初から軌道に乗っていたというところではないようございまして、平成29年の立ち上げ当時は会員数は数十人だったというところで、飛騨市のほうは会員を増やす工夫ですとか、少しずつ課題をクリアしながら、令和5年の8月時点では会員数が約1万2,000名というようところまでなったというところでございます。ですので、そこまでに達するまでの会員数の確保の方策ですとか、会員間の交流の仕方ですとか、そういったところを飛騨市など参考にさせていただければというふうには考えてはおります。

飛騨市などは、会員数増加のためにいろいろな目玉ですとか、そういったところも用意していたというようところではございますけれども、じゃあ御嵩町のほうはどうかというところではございますが、今のところの考えといたしまして、ファンクラブ会員に対する特典みたいなものとしたしましては、本町にはみたけのええもん、たからもんがございまして、それらを活用していく方策なども考えられるかなというふうには考えております。

また、単に宿泊やお土産を特典として割引するだけではなくて、例えばですが、ふるさと納税と連携するなどいたしまして、町外の方が来てもらえるような何かしらメニューを用意するというところも方策の一つではないかということで考えられるものと思います。

また、そういったところで町内、町外で協力いただける方と一緒に、いろいろコンテンツの再発見ですとか、組合せなどを考えていければというふうには考えております。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

質疑ないようであります。質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号 令和5年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第52号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第53号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第54号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 奥村悟君。

8番（奥村 悟君）

58ページですけれども、今回介護給付費の準備積立金ということで基金の5,000万円積立てをされるわけですけれども、決算書でいきますと、令和4年度の、5月31日現在で6,783万円ほど積立てをしておられます。今回それで含まれると、約5,000万円を入れられると、1億円ぐらいになりますけれども、これを積み立てて、どのようにこの積立金を利用されていくのかということなんですけれども、福祉計画等の作成というのものもあるんですけれども、そこら辺の詳細について少しだけ教えていただけますでしょうか。

議長（大沢まり子君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

ただいまの基金の運用の質問についてお答えをさせていただきます。

介護保険につきましては、一応3年ごとに事業計画を見直すという中で、介護保険料自体も見直しがあります。そちらの中で、3年ごとに集まった基金を次期の介護保険料算定の際に軽減をかけるといったところで充てていくということになります。今回、今実際計画年でございますが、保険料の見直しをしておりますが、今回積み立てた基金につきましては、事業費のほうから基金に充てていき、保険料を算定して負担のほうを抑制していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第56号 御嵩町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号 御嵩町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第57号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第58号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第59号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

マイナンバーカードと現行保険証の取扱いの関係でありますけれども、マイナンバーカード制度、それ自体にいろいろ問題があって、国でも相当の議論がされておる状況であります。御嵩町でも先般の委員会に出てきましたが、マイナンバーカードを返上するという状況もあります。そんな中で、この保険条例の一部改正、これをこのまま現段階で認めていかどうかというのは極めて問題があるのではないかなと思います。要は条件が整うまでこの適用を控えるという一つの物の考え方としてはどんなものでしょうか。

議長（大沢まり子君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

こちらにつきましては、国の施策にのっとりというか、その通知にのっとり条例改正のほうを提出させていただいたという状況でございまして、いろいろと問題があるというところは私のほうも分かってはおりますが、事務方としては、その通知に倣ってやったというところで、こんな言い方はあれですけれども、議会のほうでどのように判断されるかというところだと思いますので、よろしくお願いをいたします。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

基本的にはこの施行日について、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において規則で定める日というような形で、ある程度運用について柔軟性を取っていますので、それに依拠して対応していくしか仕方がないかなとは思っております。以上です。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第61号 御嵩町上水道事業給水条例及び御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号 御嵩町上水道事業給水条例及び御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

議長（大沢まり子君）

議案第62号 御嵩町と美濃加茂市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号 御嵩町と美濃加茂市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第63号 御嵩町と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号 御嵩町と可児市との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第64号 御嵩町と坂祝町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号 御嵩町と坂祝町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第65号 御嵩町と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号 御嵩町と富加町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第66号 御嵩町と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第66号 御嵩町と川辺町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第67号 御嵩町と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号 御嵩町と七宗町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第68号 御嵩町と八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号 御嵩町と八百津町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第69号 御嵩町と白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号 御嵩町と白川町との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第70号 御嵩町と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号 御嵩町と東白川村との間の証明書の交付等に係る事務委託の廃止について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第71号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号 工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第72号 和解についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

今回の和解の内容は1つ、「テロと産廃」という本だったと思いますが、その本を閲覧するしないという話が1点と、「ほっとみたけ」の町長月記の名誉毀損ということで、2つの事案が1つの裁判になって和解ということの流れだと思います。特に「ほっとみたけ」の最後に書く町長月記については、御嵩町民全員読んでいるわけなんですけど、そういう意味では非常に注目したというか、皆さんどうなったのかなという思いはそれぞれあると思うんですね。こういう和解に至ったという報告というか、説明というか、それは絶対に必要だと思うんですが、私なんかは、「ほっとみたけ」で発生したもので「ほっとみたけ」でまた報告するのがいいんじゃないかなと思っているんですが、その報告の方法について、町民への報告についてどのようにお考えか質問をさせていただきます。お願いします。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの鈴木議員の御質問にお答えいたします。

住民への公表の仕方ということですが、他自治体の公表の仕方等も参考にしながら、顧問弁護士との協議の上で何らかの形で公表したいと検討しておりますので、よろしくお願

いたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

これは全員協議会の中でも指摘をさせていただきましたけれども、2つの事件を1つの、併合審査をするということで、和解条項に結びつけてきておりますけれども、本来は名誉毀損に基づく損害賠償請求と、それから閲覧権を制限したことについての内容とは全く本来は異質の問題でありまして、特に町長月記で誹謗中傷したと、これについてはおわびをするということで決着させようとしておりますけれども、これは誹謗中傷を認めたということを前提としたこういう条項になってきたと思うんですね。

これは、あくまでも前町長に対する名誉毀損、それに基づく損害賠償請求という形でありますので、この2つの事件を1つの併合審理をして、その中で和解条項で一本化させようということでもありますけれども、その2つの事件の、特に指摘しております原告の名誉を毀損する件についての訴訟費用、裁判費用ですね、これらは本来は町が担うべきものであるかどうかを明確にしておく必要があると思うんですが、この和解条項を見ますと、訴訟費用は各自の負担とすると。その辺のところはどうなんですか。

先ほど全協の説明の中では、広報紙の中での記載ということで、町が責任を取りますというような表現があったかと思うんですが、これはいささか問題があると思うんですが、その辺のところをもう一度確認をし、さらにもしこれが個人的にその行為に及んだということが事実認定されれば、本来は訴訟費用等についてもこれは訴求権を行使して、原因者に対する請求権を有するべきであるというふうに思うんですが、その辺のところを併せて御回答いただきたいと思います。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの谷口議員の御質問についてお答えいたします。

今回の訴訟案件ですけれども、あくまでも原告側からこの2件を一つの案件としてという形で変更の届出が出てきたものを御嵩町が被告という形で受けている訴訟案件でありますので、まずそこを理解いただきたいと思います。

あわせまして、あくまでも国家賠償法1条1項に基づいて、御嵩町を相手としての訴訟です

ので、御嵩町があくまで被告という内容の今回の訴訟案件となっておりますので、その中で御嵩町と相手側とが今回このような内容で和解に至ったという内容となっておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

これは訴訟指揮の関係で、恐らくそういう形を裁判所のほうも、お互いに弁護士を通じてそういう形を取ったと思うんですけども、本来は全くこれは別個の事件でありますし、たまたまそういう併合審理、そして途中から一本化して一つの裁判形態を取ると。そうすると、途中で被告側は、当初は御嵩町、そして並びに前渡邊町長個人、両方になっておったはずですが、それはもう全て併合審理を一本化するということについて、もう全てその時点で阻却されたというふうなことでいいんですか。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

あくまでも原因者は前町長だったかもしれませんが、被告としては御嵩町になりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号 和解について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第4、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました認定第1号から認定第6号までと議案第55号、議案第60号の計8件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました8件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

最初に、総務建設産業常任委員会に付託しました認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和4年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第6号 令和4年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第55号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号 御嵩町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について、以上5件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 奥村悟君。

総務建設産業常任委員会委員長（奥村 悟君）

それでは報告させていただきます。

ピンク色の委員会付託事件審査報告書の1ページをお願いします。

令和5年9月25日、御嵩町議会議長 大沢まり子様。総務建設産業常任委員会委員長 奥村悟。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

令和5年第3回定例会の9月15日において、本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、令和5年9月21日木曜日。
2. 審査事件名、認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和4年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、認定第6号 令和4年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第55号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号 御嵩町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について。

3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効率的に執行されたか、また予算の目的どおり適正になされたか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査しました。

条例の審査に当たっては、表現が適当であるか、現行条例や財政との関係、制定による効果などを主眼に審査しました。

なお、主な質疑は次のとおりであります。お目通しを願いたいと思います。

4. 審査の結果、認定第1号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

認定第5号については、全員の賛成により可決及び認定すべきものと決定した。

認定第6号については、全員の賛成により可決及び認定すべきものと決定した。

議案第55号については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

議案第60号については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

なお、一般会計決算のうち、民生文教常任委員会の所管部分については4ページ目からになりますが、9月20日付で総務建設産業常任委員会委員長宛てに報告書が提出されていますので、お目通しを願いたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（大沢まり子君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（大沢まり子君）

認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について採決を行います。
本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。
本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

議長（大沢まり子君）

認定第5号 令和4年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号 令和4年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決及び認定すべきものであります。

本案を原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第5号は原案のとおり可決及び認定されました。

議長（大沢まり子君）

認定第6号 令和4年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第6号 令和4年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決及び認定すべきものであります。

本案を原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第6号は原案のとおり可決及び認定されました。

議長（大沢まり子君）

議案第55号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第60号 御嵩町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号 御嵩町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

続きまして、民生文教常任委員会に付託しました認定第2号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 谷口鈴男君。

民生文教常任委員会委員長（谷口鈴男君）

御報告させていただきます。

委員会付託事件審査報告書の6ページをお願いします。

令和5年9月20日、御嵩町議会議長 大沢まり子様。民生文教常任委員会委員長 谷口鈴男。
民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

令和5年第3回定例会の9月15日において、本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、令和5年9月19日火曜日。

2. 審査事件名、認定第2号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

審査の経過、決算の審査に当たりましては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効率的に執行されたか、また予算の目的どおり適正になされたか、その成果が達成されたかどうかなどを主眼に審査をいたしました。

なお、主な質疑は次のとおりでありますので、後ほどお目通しを願いたいと思います。

審査の結果、認定第2号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

認定第3号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

認定第4号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

以上でございます。

議長（大沢まり子君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（大沢まり子君）

認定第2号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

議長（大沢まり子君）

認定第3号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

議長（大沢まり子君）

認定第4号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

常任委員会の閉会中の特定事件の調査

議長（大沢まり子君）

日程第5、常任委員会の閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。

総務建設産業常任委員会委員長及び民生文教常任委員会委員長から、所管事務のうち、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります特定事件の調査について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（大沢まり子君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に

関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（大沢まり子君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

第3回定例会閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

終始熱心に御議論、御審議いただきましてありがとうございました。追加も含めまして、上程させていただきました議案につきまして全て議了させていただきました。本当に御礼申し上げます。

コロナ禍でなかなか様々な事業、それからイベント等が閉会されておりましたけれども、今年から開催されるというところが非常に多くなってくるかと思えます。地域の活性化、あるいは文化の伝承等のことも踏まえまして、そういったことが老若男女問わずたくさんの方が参加いただきながら開催されることを願っているところでございます。

また、事業といたしまして、車座の懇談会のほうも進めております。10月、目いっぱい入っております。自治会、あるいは各団体等で御参加いただいて進めてまいりますけれども、機会がございましたら、ぜひオブザーバーとして御参加いただけたらというふうに思っております。

間もなく上半期を終えまして、10月という形を迎えてまいります。まだまだ日中大変暑うございますが、朝夕はめっきり涼しくなっておりますので、議員各位に当たりましては体調など崩されないようにいただけたらというふうに思っております。

最後の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

閉会の宣告

議長（大沢まり子君）

これもちまして令和5年御嵩町議会第3回定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時23分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 まり子

署 名 議 員 高 山 由 行

署 名 議 員 岡 本 隆 子